

議案第 11 号

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する
条例について

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例につい
て、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例(平成18年橋本市条例第217号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
附 則 1～6 略	7 平成29年4月1日から令和2年6月30日までの間における管理者の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる場合においては、この限りではない。	附 則 1～6 略	7 平成29年4月1日から当分の間における管理者の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる場合においては、この限りではない。
8 <u>令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間における管理者の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる場合においては、この限りではない。</u>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。